

長崎市事業所実態調査実施要領

平成16年6月25日
告示第305号

(目的)

第1条 この要領は、本市の有資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）の事業所の実態を具体的に把握することにより、建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）における不良・不適格業者を排除し、入札及び契約の適正化を推進することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実態調査 有資格業者の実態を具体的に把握するため、事業所を訪問して行う調査をいう。
- (2) 有資格者名簿 長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行。以下「工事等資格要綱」という。）第11条に規定する有資格業者名簿及び長崎市物品等競争入札参加資格者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行。以下「物品等資格要綱」という。）第11条に規定する有資格者名簿をいう。
- (3) 物品調達等 物品の売買、賃借、修理及び製造の請負、建設工事に係る業務以外の業務の委託、修繕等をいう。
- (4) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (5) 申請書類 工事等資格要綱第4条第2項に規定する一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及び物品等資格要綱第5条第2項に規定する競争入札参加資格申請書（それぞれの申請書の添付書類を含む。）をいう。
- (6) 変更届 工事等資格要綱第10条第1項及び物品製造等資格要綱第10条第1項の規定による届出（当該届出の添付書類を含む。）をいう。
- (7) 申請書類等 申請書類及び変更届をいう。

(調査員)

第2条 本市は、実態調査を行うため、長崎市事業所実態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 調査員には、職員を充てる。

(調査項目)

第3条 実態調査における調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 申請書類等に記載された事項
- (2) 建設工事の場合にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく営業に関する事項
- (3) 次に掲げる事項に関する事業所の実態に関すること。
 - ア 事業所の所在を明らかにした標識又は看板の設置状況
 - イ 営業時間内の事業所内における事業活動の状況
 - ウ 事業所の代表者及び従業員の勤務状況
 - エ 事業活動に必要な機器等の設置状況
 - オ 契約印、契約書等の保管状況
 - カ 他者と共用する同一の区画内又は住居等他の用途と併用する建築物の一角に事業所を設置する場合の契約印、契約書その他厳重な保管を要する物品の保管方法
 - キ 技術者の資格の取得状況
 - ク 資材置場及び建設資機材等の状況
 - ケ その他事業所の実態を把握するために必要な事項

(調査方法等)

第4条 実態調査は、複数の調査員で事業所を訪問し、別に定める事業所実態調査票により、申請書類等と当該有資格業者が所持する関係書類とを照合するとともに、前条第2号及び第3号の調査項目に係る当該営業所の実態を確認することにより行う。

2 調査員は、調査の拒否、妨害、その他当該有資格業者の責に帰すべき事由により調査が難しい場合は、調査を中止し、理財部長にその旨を報告する。

3 調査員は、調査が終了したときは、速やかにその結果を理財部長に報告する。

(改善指導)

第5条 市長は、調査の結果、改善を要すると判断したときは、事業所実態調査改善通知書（第1号様式。以下「改善通知書」という。）により改善指導を行う。ただし、改善を要する事項（以下「要改善事項」という。）が軽微なものについては、口頭により改善指導を行うことができる。

2 改善通知書による改善指導を受けた者は、要改善事項について改善し

たときは、事業所実態調査改善報告書（第2号様式。以下「改善報告書」という。）を提出し、改善状況を報告しなければならない。

3 市長は、前項の改善通知を受け、改善が確認できたときは、第7条第1項各号に掲げる措置をとりやめるとともに、事業所実態調査改善確認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第3項の規定により有資格業者に通知をしたときは、その旨を各所属長に対し、通知するものとする。

（再調査）

第6条 改善報告書の提出がなされたときは、必要に応じて再調査を行う。

（入札参加の制限等）

第7条 市長は、第5条第1項に規定する改善通知書により改善指導を行ったときは、改善報告書が提出され、改善されたと判断されるまでの間は、当該有資格業者に対し、本市の発注する建設工事等において、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 入札に参加させないこと。

(2) 随意契約の相手方としないこと。ただし、随意契約による理由が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号までのいずれかに該当するときは、随意契約の相手方とすることができる。

(3) 下請業者としての業務を行わせないこと。

2 第4条第2項の事由により実態調査を行うことができない場合は、前項各号に掲げる措置を行うとともに、長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（監督行政庁への通知）

第8条 調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通知する。

（身分証明書の携行）

第9条 調査員は、実態調査のため事業所を訪問するときは、その身分を示す証明書（第4号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則（平成16年6月25日告示第305号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年7月30日告示第573号）

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 12 日告示第 129 号）
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 29 日告示第 569 号）
この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 5 日告示第 811 号）
この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 9 日告示第 639 号）抄
1 この要領は、告示の日から施行する。

附 則
この要領は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 30 日告示第 647 号）
この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日告示第 62 号）
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 年 月 日
号

様

長崎市長



事業所実態調査改善通知書

年 月 日に実施した貴事業所の実態調査の結果、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善してください。

なお、この通知に基づく要改善事項の改善が確認されるまでの間、次のとおり入札参加等の制限を行います。要改善事項が改善されましたら、事業所実態調査改善報告書を提出してください。

1 要改善事項

2 措置の内容

要改善事項の改善が確認されるまでの間、本市の発注する建設工事等において、次の各号に掲げる措置を行います。

- (1) 入札に参加させないこと。
- (2) 随意契約の相手方としないこと。
- (3) 下請業者として業務を行わせないこと。

担当
電話

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

商号又は名称
代表者氏名

印

事業所実態調査改善報告書

年 月 日付け第 号で通知があった改善を要する事項につきましては、次のとおり改善しましたので、報告します。

要改善事項	
改善状況	

第3号様式（第5条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

長崎市長



事業所実態調査改善確認通知書

年 月 日付けでご提出いただいた事業所実態調査改善
報告書について、改善が確認できましたので、通知します。

なお、年 月 日付け第 号により通知した入札参加等の
制限につきましては、年 月 日をもって解除しましたので、
併せて通知します。

担当
電話

第4号様式（第9条関係）

身 分 証 明 書

写
真

所 属
氏 名
生年月日

上記の者は、長崎市事業所実態調査に従事する
者であることを証明する。

年 月 日

長崎市長 印